

滋賀県の公文書管理・
情報公開・個人情報保護

令和3年度 運用状況報告書

滋 賀 県

目 次

【第1 滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会について】	1
1 はじめに	2
2 審議会のあらまし	2
(1) 担当事務	2
(2) 組織・委員	2
(3) 審査請求に係る調査権限	3
(4) 審議会の設置の日	3
(5) その他	3
3 令和3年度における審議会の調査審議の状況	3
(1) 審査請求に関して諮問を受けた事案に係る調査審議および答申等の状況	3
(2) その他の事項に係る調査審議等の状況	3
審議会委員一覧	5
【第2 公文書管理制度について】	6
I 滋賀県の公文書管理制度	7
1 はじめに	7
2 公文書管理条例に基づく公文書管理制度の概要	8
(1) 公文書管理制度の対象となる機関	8
(2) 公文書管理制度の対象となる公文書等	8
(3) 現用公文書の管理に関する事項	8
(4) 特定歴史公文書等の保存、利用等に関する事項	9
(5) その他に関する事項	9
(6) 文書管理規程その他の関係規定	10
3 滋賀県立公文書館の概要	10
II 令和3年度の公文書管理制度の運用状況	12
1 令和3年度の現用公文書に係る取組	12
2 令和3年度の特定歴史公文書に係る取組（公文書館）	12
(1) 移管等の実施	12
(2) 歴史公文書管理システムの運用	12
(3) 特定歴史公文書等の管理等に関して令和3年度に実施した業務	12
3 現用公文書の管理の状況	13
(1) 令和3年度末における現用公文書の数量	13
(2) 令和2年度末に保存期間が満了し、移管対象と判断されたファイルのうち、 現物が確認されなかったもの	13
(3) 令和2年度末に保存期間が満了したファイルのうち、システムに登録がされていなか ったもの	13
4 特定歴史公文書等の保存、利用等に関する状況	13
(1) 令和3年度末における特定歴史公文書等の保存等の状況	13

(2) 令和3年度末における特定歴史公文書等の利用等の状況	14
【第3 情報公開について】	15
I 滋賀県の情報公開制度	16
1 はじめに	16
2 情報公開制度のあらまし	16
(1) 公文書公開制度	16
(2) 情報公開の総合的な推進	18
II 令和3年度の情報公開制度の実施状況	20
1 公文書公開制度	20
(1) 公文書公開請求の件数(受付場所別・請求手段別)	20
(2) 公文書公開請求の処理状況	20
(3) 非公開理由の内訳	23
(4) 審査請求、審議会の審議および実施機関の処理の状況	24
2 情報提供制度	25
情報提供の状況	25
【第4 個人情報保護について】	27
I 滋賀県の個人情報保護制度	28
1 個人情報保護制度の目的	28
2 個人情報保護制度の概要	28
(1) 条例の特徴	28
(2) 県の取り扱う個人情報の保護	28
(3) 事業者の保有する個人情報の保護	30
II 令和3年度の個人情報保護制度の運用状況	31
1 個人情報保護制度の運用改善の取組状況	31
(1) 個人情報の管理に関する適切なモニタリングの実施	31
(2) 個人情報取扱事務登録簿の適切な作成	31
(3) 措置指針に基づく個人情報の取扱いの質の確保	31
2 個人情報取扱事務の登録状況	32
3 保有個人情報の開示請求	32
(1) 開示請求の処理状況	32
(2) 不開示理由の内訳	35
(3) 口頭による開示請求(簡易開示)	35
4 保有個人情報の訂正請求	36
5 保有個人情報の利用停止請求	36
6 審査請求、審議会の審議および実施機関の処理の状況	36
7 実施機関に関する苦情処理	38
8 事業者に関する苦情相談	38

第 1 滋賀県公文書管理・情報公開・ 個人情報保護審議会について

1 はじめに

滋賀県では、情報公開制度および個人情報保護制度の適切な運用を図るため、滋賀県情報公開条例（平成 12 年滋賀県条例第 113 号。以下「情報公開条例」という。）に基づき平成 13 年度に滋賀県情報公開審査会を設置し、また、滋賀県個人情報保護条例（平成 7 年滋賀県条例第 8 号。以下「個人情報保護条例」という。）に基づき、平成 7 年度に滋賀県個人情報保護審議会を設置して、それぞれ、審査請求に係る諮問事件の審議や制度運用に関する点検などを行ってきたところです。

令和元年度には、公文書等の管理の適正な運用を図るため、滋賀県公文書等の管理に関する条例（平成 31 年滋賀県条例第 4 号。以下「公文書管理条例」という。）に基づき、公文書管理に関する附属機関を設置することとなりました。

公文書の適正な作成および保存は情報公開制度や個人情報保護制度の基礎であり、これらの制度と公文書管理制度とは、いわば車の両輪ともいえる関係にあることから、制度の運営および改善に係る審議においても一体的な検討を可能とするしくみが望ましいこと、また、これらの制度における情報公開請求、個人情報の開示等の請求、特定歴史公文書等の利用請求に係る審査請求についての審議は、その目的や公開・非公開の判断基準、委員に求められる識見等の共通性が高いことなどに鑑み、既存の滋賀県情報公開審査会および滋賀県個人情報保護審議会を改組し、前述の 3 条例により附属機関の権限とされた事項を総合的に調査審議するため、平成 31 年 4 月 1 日に、新たに滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を設置しました。

2 審議会のあらまし

(1) 担当事務

ア 文書管理に関して知事が定める基準の策定や変更、現用公文書および特定歴史公文書等の廃棄に係る調査審議

イ 審査請求についての諮問に係る調査審議（公文書管理条例に基づく特定歴史公文書等利用請求・情報公開条例に基づく情報公開請求等・個人情報保護条例に基づく個人情報開示請求等）

ウ 個人情報の取扱いに関する個人情報保護条例に基づく審議会の意見聴取に係る調査審議、住民基本台帳法の規定に基づく事項に係る調査審議および建議ならびに特定個人情報保護評価に関する意見の聴取に係る調査審議

（平成 14 年 8 月 5 日から、住民基本台帳法第 30 条の 40 第 1 項に規定する本人確認情報の保護に関する審議会を兼ねています。）

エ 公文書の管理、情報公開および個人情報の保護に関する制度の運営、改善等に関する意見

(2) 組織・委員

ア 組織

審議会は、委員 14 人で構成しています。

担当事務に応じ、委員の一部で構成する部会を設けて調査審議を行っています。

名称	委員数	部会の担当事務
公文書等管理部会	8人	(1) アに掲げる事務
審査部会（第一分科会および第二分科会で構成）	12人（各分科会は6人）	(1) イに掲げる事務
個人情報保護部会	7人	(1) ウに掲げる事務
特別分科会（旧滋賀県情報公開審査会の委員であった委員で構成、令和元年度のみ設置）	7人	旧滋賀県情報公開審査会からの継続案件（諮問第146号、第147号および第149号に係る事件）の調査審議

イ 委員

委員の任期は3年で、学識経験を有する者等知事が適当と認める者のうちから知事が任命しています。

委員の氏名等は、審議会委員一覧のとおりです。

(3) 審査請求に係る調査権限

ア 諮問実施機関に対する対象公文書等の提示およびその内容を分類・整理した資料の提出の要求

イ 審査請求人等に対する意見書・資料提出の要求その他必要な調査の実施

(4) 審議会の設置の日（滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会設置条例の施行日）

本審議会は、公文書管理条例の施行（令和2年4月1日）に先立ち、同条例の運用に関する基準等を定めるに当たり必要な調査審議を行うため、令和元年度に設置しています。

(5) その他

上記以外の運営に関する事項は、滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会設置条例、滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会規則または滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会運営要領に定めるほか、会長が審議会に諮って定めます。

3 令和3年度における審議会の調査審議の状況

(1) 審査請求に関して諮問を受けた事案に係る調査審議および答申等の状況

審査請求に係る令和3年度における調査審議の状況および結果については、情報公開制度および個人情報保護制度に区分して、第3以降に記載しています。なお、公文書管理制度に係る特定歴史公文書等の利用請求についての審査請求はありませんでした。

(2) その他の事項に係る調査審議等の状況

ア 全体会

第3回（開催日：令和3年5月26日）

- ・ 審議会、公文書管理制度、情報公開制度および個人情報保護制度の運用状況の報告
- ・ 審議会の建議に対する裁決庁からの回答についての審議

イ 審査部会

第2回（開催日：令和3年5月26日）

- ・ 審議会運営要領の見直しについての審議
- ・ 国における個人情報保護法制の見直しの状況の報告

ウ 公文書等管理部会

(ア) 第6回（開催日：令和3年5月26日）

廃棄予定公文書の歴史公文書等該当性に係る審議会からの意見聴取の方法についての審議

(イ) 第7回（開催日：令和3年9月21日）

廃棄予定文書の歴史公文書該当性に係る滋賀県公文書等の管理に関する条例第8条第3項に基づく意見聴取についての審議、公文書館による二次選別結果の報告等

(ウ) 二次選別結果に対する審議会委員による質問等（9月22日～10月31日）

(エ) 第8回（開催日：令和2年11月24日）

廃棄予定文書に係る歴史公文書該当性についての審議、各審議会委員からの質問・意見等を踏まえた事務局による選別の考え方の整理および当該質問・意見等への回答の報告

(オ) 廃棄予定文書に係る公文書該当性に対する意見について（令和3年12月13日提出）

エ 個人情報保護部会

第3回（開催日：令和4年2月14日）

- ・ 災害時の安否不明者等の氏名等の公に係る審議
- ・ 個人情報保護法改正に係る審議会への今後の諮問についての審議
- ・ 特定個人情報保護評価第三者点検に係る状況報告
- ・ 令和2年度滋賀県住民基本台帳ネットワークシステムの運用状況の報告

審議会委員一覧

氏名	分野	役職等(当時)	役職、所属部会
なかむつみ 中 睦	法曹 (弁護士)	中法律事務所	個人情報保護部会(代) 審査部会(第二)
なかい よういち 中井 陽一		草津駅前法律事務所	公文書管理部会 審査部会(第一、特別)
ささき たけし 佐々木 健	大学教授 (法学)	京都大学大学院 法学研究科教授	個人情報保護部会長 審査部会(第二分科会長)
なかやま しげき 中山 茂樹		京都産業大学 法学部教授	会長(代) 公文書管理部会(代) 審査部会(代) (第二(代)、特別)
まるやま あつひろ 丸山 敦裕		関西学院大学大学院 司法研究科教授	公文書管理部会 審査部会(第一)
やまだ あや 山田 文		京都大学大学院 法学研究科教授	個人情報保護部会 審査部会(第一(代)、特別)
よこた こうへい 横田 光平		同志社大学大学院 司法研究科教授	会長 公文書管理部会長 審査部会長 (第一分科会長、特別分科会長)
しかない み え こ 鹿内 美恵子	行政関係者	行政書士	公文書管理部会 審査部会(第二)
いのうえ り さ こ 井上 理砂子	報道・ メディア	元京都新聞論説委員	公文書管理部会 審査部会(第一、特別)
たかぎ けいこ 高木 啓子	公募委員	公募委員	公文書管理部会 個人情報保護部会 審査部会(第一、特別)
あおやま ともこ 青山 知子	各界有識者	前滋賀県商工会議所 女性会連合会理事	個人情報保護部会 審査部会(第二、特別)
やまなか みゆき 山仲 幸	教育関係者	元滋賀県総合教育セン ター所長	個人情報保護部会 審査部会(第二)
ならおか そうち 奈良岡 聡智	公文書関係	京都大学大学院 法学研究科教授	公文書管理部会
もうり こういち 毛利 公一	電子情報 処理	立命館大学 情報理工学部教授	個人情報保護部会

※ 審査部会のかっこ内は所属する分科会を示す。

※ 所属部会名等の後の(代)は部会長または分科会長の職務代理者であることを示す。

第2 公文書管理制度について

I 滋賀県の公文書管理制度

1 はじめに

県の公文書は、県行政の執行に必要であるだけでなく、県民に対する説明責任を果たし、あるいは地域や行政の歩みをたどるためにも必要なものであり、地方自治の本旨に則した県政を推進するためには、公文書を健全な民主主義の根幹を支える県民共有の知的資源と位置付け、その適正な取扱いを確保して、県民の知る権利を尊重することが重要です。

本県では、従前、知事部局、教育委員会事務局、警察本部など各々の組織において滋賀県文書管理規程その他の規程を定め、組織として使用する公文書を管理してきました。また、戦災や大規模災害の影響を免れた全国的にも貴重で価値の高い明治期から昭和戦前期までに作成された公文書については、「歴史的文書」と位置付けて平成20年6月からその利用を進めてきました。

こうした中、平成31年3月には、滋賀県公文書等の管理に関する条例（平成31年滋賀県条例第4号。以下「公文書管理条例」という。）を制定して本県の公文書管理について基本的な事項を定め、一部例外を除き、令和2年4月1日から施行したところです。

この条例は、県全体を対象として公文書等の管理に係る基本的な考え方を示し、併せて公文書の作成義務から保存を経て、廃棄または公文書館への移管に至るまでの公文書のライフサイクル全体を通じた全庁共通の基本的な仕組みやルールを定めるもので、その目的は、現用公文書の適正な管理および特定歴史公文書等の適切な保存、利用等を図ることにより、県政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、県の有するその諸活動を現在および将来の県民に説明する責務が全うされるようにすることにあります。

同条例では、公文書等を健全な民主主義の根幹を支える県民共有の知的資源と位置付け、県民の知る権利を尊重することが重要であるとの基本的な考え方を示すほか、具体的な制度として、公文書管理制度の運用に関して第三者の関与の仕組みを設け、公文書館に移管された公文書等に係る県民等の利用請求権を創設するなどしています。

また、公文書管理条例に関連する例規等として、滋賀県立公文書館の設置および管理に関する条例（平成31年滋賀県条例第6号）および滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会設置条例（平成31年滋賀県条例第5号）を公文書管理条例と併せて平成31年3月に制定しています。

2 公文書管理条例に基づく公文書管理制度の概要

(1) 公文書管理制度の対象となる機関 [条例第1章(第2条第1項)]

- 知事 ■議会 ■教育委員会 ■選挙管理委員会 ■人事委員会
- 監査委員 ■公安委員会 ■警察本部長 ■労働委員会 ■収用委員会
- 海区漁業調整委員会 ■内水面漁場管理委員会 ■公営企業管理者
- 病院事業管理者 ■県が設立した地方独立行政法人(公立大学法人滋賀県立大学)

実施機関は滋賀県情報公開条例の実施機関と同じです。また、適切な文書管理について出資法人および指定管理者に対する努力義務を規定しています。

(2) 公文書管理制度の対象となる公文書等 [条例第1章(条例第2条第2項-第5項)]

公文書管理制度の対象となるのは、「現用公文書」および「特定歴史公文書等」です。

ア 「現用公文書」とは、実施機関の職員(県設立地方独立行政法人の役員を含む。以下同じ。)が職務上作成し、または取得した文書(図画、写真、マイクロフィルムおよび電磁的記録を含む。)であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものです。

ただし、①公報、官報、白書等不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの、②県立公文書館が管理する歴史公文書等(特定歴史公文書等)、③県立近代美術館などの県の施設や県が設立した地方独立行政法人の施設において、歴史的もしくは文化的な資料または学術研究用の資料として特別な管理がなされているものは、除かれます。

イ 「歴史公文書等」とは、次に掲げる情報が記録された公文書その他の文書をいいます。

- (ア) 実施機関の組織および機能ならびに政策の検討過程、決定、実施および実績に関する重要な情報
- (イ) 県民の権利および義務に関する重要な情報
- (ウ) 県民を取り巻く社会環境、自然環境等に関する重要な情報
- (エ) 県の歴史、文化、学術、事件等に関する重要な情報
- (オ) 前各号に掲げるもののほか、歴史的に重要な情報

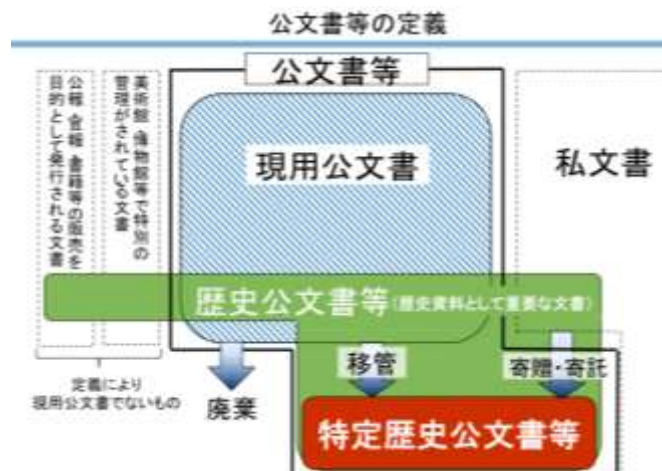
(3) 現用公文書の管理に関する事項 [条例第2章]

ア 文書の作成義務 [条例第4条]

職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程ならびに当該実施機関の事務および事業の実績を合理的に跡付け、または検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、実施機関が設ける文書管理規程で定めるところにより、文書を作成しなければなりません。

イ 現用公文書の整理 [条例第5条]

職員が現用公文書を作成し、または取得したときは、文書管理規程で定めるところにより、相互に密接な関連を有する現用公文書をファイルにまとめ、当該文書およびファイル



に30年以下の保存期間および保存期間の満了する日を設定します。また、保存期間の満了前のできる限り早い時期に、文書管理規程で定めるところにより、公文書館への移管の措置または廃棄の措置をとるべきことを定めます。

ウ 現用公文書の保存 [条例第6条、第7条]

1年未満の保存期間が設定されたファイル等を除き、ファイル等の分類、名称、保存期間、保存期間の満了する日および保存期間が満了したときの措置その他の必要な事項を記載したファイル管理簿を作成し、インターネットの利用等の方法により公表します。

エ 移管または廃棄 [条例第8条]

(ア) 保存期間が満了したファイル等は、公文書館に移管するか廃棄します。

(イ) 実施機関は、ファイル等を廃棄しようとするときはあらかじめ知事に報告し、知事は、当該報告に係るファイル等にまとめられた現用公文書が歴史公文書等に該当するか否かについて、滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴きます。

オ 電子情報システムの利用および管理体制の整備 [条例第9条]

実施機関は、現用公文書の管理を効率的に行うため電子情報システムの利用に努めます。

カ 文書管理規程 [条例第11条]

実施機関は、知事があらかじめ審議会の意見を聴いて定める現用公文書の管理に関する基準を参酌して、文書管理規程を設けなければならないこととします。

(4) 特定歴史公文書等の保存、利用等に関する事項 [条例第3章、第4章]

ア 特定歴史公文書等の保存、利用等 [条例第12条―第20条]

(ア) 特定歴史公文書等は公文書館で永久に保存し、目録を公表します。

(イ) 特定歴史公文書等について、利用を請求することができます。知事は、特定歴史公文書等の利用の制限を条例に基づいて行い、当該制限について時の経過を考慮します。

イ 特定歴史公文書等の利用の促進等 [条例第22条]

知事は、特定歴史公文書等について、展示等のほか学校教育での活用や図書館等との連携等により、利用および調査研究の促進を図ります。また、市町に対して必要な情報の提供、助言その他の支援を行います。

ウ 審査請求 [条例第25条―第28条]

利用請求に係る処分については審査請求ができ、知事は、審査請求があれば原則として審議会に諮問します。

(5) その他に関する事項 [条例第6章]

ア 雑則 [条例第30条―第32条]

(ア) 知事は、毎年度、現用公文書の管理状況および特定歴史公文書等の保存、利用等に関する状況を取りまとめて公表します。

(イ) 県出資法人および県の公の施設の指定管理者は、保有する文書または管理を行う公の施設に係る文書の適正な管理に関し必要な措置を講ずるよう努めなければなりません。

(6) 文書管理規程その他の関係規定

公文書管理条例に基づく公文書管理に係る具体的な運用方法、基準、手続き等は、次の規則等で定めています。

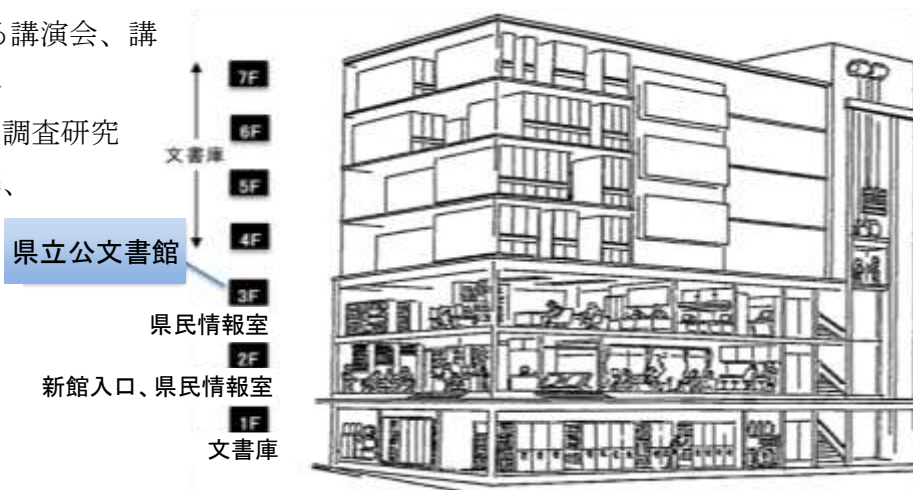
- ア 滋賀県特定歴史公文書等の利用等に関する規則(令和2年滋賀県規則第13号)
- イ 滋賀県公文書等の管理に関する条例の施行に伴う経過措置を定める規則(令和元年滋賀県規則第14号)
- ウ 滋賀県文書管理規程(平成17年滋賀県訓令第14号。最終改正令和2年3月17日訓令第2号)その他の各実施機関の文書管理規程
- エ 滋賀県現用公文書の管理に関するガイドライン(令和2年1月31日決定)
- オ 滋賀県公文書等の管理に関する条例に基づく利用請求に対する処分に係る審査基準(令和2年3月26日県民生活課長決定)
- カ 特定歴史公文書等の利用に関する事務取扱要領(令和2年4月1日制定)
- キ 滋賀県立公文書館寄贈・寄託文書受入要綱
- ク 出資法人の適正な文書管理の推進に関する指導指針(令和2年3月12日制定)および指定管理者の適正な文書管理の推進に関する指導指針(令和2年3月12日制定)

3 滋賀県立公文書館の概要

特定歴史公文書等を適切に保存し一般の利用に供するため、令和2年4月1日から、公の施設として県立公文書館を本庁舎内に設置しています。

県立公文書館が行う業務は、次のとおりです。

- (1) 特定歴史公文書等の収集、保存
- (2) 展示、インターネット等の利用による特定歴史公文書等の公開
- (3) 特定歴史公文書等に関する講演会、講習会等の開催による情報提供
- (4) 特定歴史公文書等に関する調査研究
- (5) 図書館、博物館等との連携、教育の場での活用等による特定歴史公文書等の利用促進
- (6) その他公文書館の設置の目的を達成するために必要な業務



位置	名称	面積	主な用途
4～7階	文書庫	各618㎡	文書保存箱で50,000箱収蔵可能
3階	滋賀県立公文書館	547㎡	特定歴史公文書等の閲覧、展示
	県民情報室(事務室)		県民情報室の事務室、文書庫受付
2階	県民情報室(窓口)	275㎡	公文書公開窓口、行政・統計資料等の開架閲覧
1階	文書庫、倉庫等	311㎡	主に図面・印刷物を収納

滋賀県公文書等の管理に関する条例の概要

条例の構成

- 第1章 総則 (目的、実施機関、定義等)
- 第2章 現用公文書の管理 (作成・整理・保存・移管・廃棄等)
- 第3章 特定歴史公文書等の保存、利用等
- 第4章 審査請求
- 第5章 人材育成
- 第6章 雑則 (管理状況等の公表、出資法人等の文書管理等)

条例の目的

【基本的考え方】 公文書等は県の諸活動および歴史的事実の記録であり、健全な民主主義の維持を定える國民共有の知的財産であることから、公文書等の適切な取扱いを確保して、国民の知る権利を尊重することが重要。

【直接の目的】 ①現用公文書の適切な管理 ②特定歴史公文書の適切な保存、利用等

【究極の目的】 ①飛越の適正かつ効率的な運営 ②取扱いおよび将来の国民に説明する責務の全う

条例の対象となる機関

知事、議決、教育委員会、選挙管理委員会、監事委員会、人事委員会、公安委員会、警察本部長、労働本部長、労働委員会、収用委員会、海軍施設調整委員会、内水漁業管理委員会、公害企業管理者、病院事業管理者、県が設立した地方独立行政法人(県立大学)

※情報公開条例の実施機関と同じ

【第2章】現用公文書の管理

①作成

- 処理に係る事務が軽微なものである場合を除き、職員に文書の作成義務
- 経緯も含めた意思決定に至る過程、事務・事業の実績を合理的に附付け、検証できる文書の作成

文書管理規程で定めるところにより文書を作成

調剤や実績を合理的に附付け、検証できる文書を作成

- 経緯も含めた意思決定に至る過程の文書
- 事務および事業の実績に関する文書
- その他文書を作成して行うことが適切である事務に係る文書

②整理

- 永年保存の廃止、現用公文書の保存期間は原則30年以下
- 相互に密接な関連を有する現用公文書は一つのファイルに編む
- 保存期間満了時の措置(移管/廃棄)をあらかじめ設定

相互に密接な関連を有する現用公文書一つのファイルに編む

保存期間満了時の措置(移管/廃棄)をあらかじめ設定

歴史資料として重要な現用公文書を含まないファイル

歴史資料として重要な現用公文書を含むファイル

③保存

- ファイルの名称等を記載したデータベースの作成、公表
- 実施機関が保有するファイルのデータベース(ファイル管理簿)の作成、公表

④移管または廃棄

- 実施機関から知事に対し廃棄予定ファイルを報告する
- 廃棄しようとするときは、あらかじめ、第三者機関の意見を聴く
- 知事は必要に応じて、実施機関に対して歴史資料として重要な現用公文書を含むファイルの移管を求め

⑤

- 科目については、知事が第三者機関の意見を聴いて定める基準を準拠し、知事・実施機関が文書管理規程で定める
- 現用公文書を適正に管理するために必要な体制を整備

電子情報システムを使用した電子決裁、ファイル情報等の効率的な管理の推進

特定歴史公文書等の保存、利用等

【第3、4章】

特定歴史公文書等の保存

- 特定歴史公文書館
- 公文書館において永久に保存
- 特定歴史公文書等について、その内容、保存状態等に応じ、適切な保存・利用を確保するために必要な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で保存
- 分類、名称その他必要な事項を記載した目録を作成し、公表
- 特定歴史公文書等が歴史資料として重要でなくなったと認められる場合は、第三者機関の意見を聴いて廃棄可能

特定歴史公文書等の利用促進等

- 教育機関等との連携による特定歴史公文書等の利用促進
- 図書館等との資料の相互貸借等による利用・調査研究の促進
- 県内市町への情報提供、助産等その他の支援

特定歴史公文書等の利用・審査請求の流れ

【第5章】人材育成

- 現用公文書の管理を適正に行えるよう、実施機関の職員に対し、必要な研修を行う
- 公文書館における特定歴史公文書等の適切な保存・利用の促進、歴史公文書等の公文書館への適切な移管に必要な知識・技能を有する人材の確保・育達の向上を図るため、必要な研修の実施その他の人材育成のために必要な措置を講ずる

【第6章】雑則

- 現用公文書の管理・特定歴史公文書等の保存・利用の状況を取りまとめた公表
- 出資法人・指定管理者の文書管理が適正に推進されるよう、必要な措置を講ずる

付則

- 施行日：令和2年(2020年)4月1日ほか
- この条例の施行に関し必要な経過措置について規定
- 関連条例について必要な改正

Ⅱ 令和3年度の公文書管理制度の運用状況

1 令和3年度の現用公文書に係る取組

(1) 令和2年4月1日に条例が施行した知事部局等

ア 公文書管理条例第8条の規定に基づき、滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴いて選別を行い、歴史公文書に該当すると判断した保存期間満了文書を公文書館に移管しました。

イ 職員に対して研修を実施し、公文書の作成義務をはじめ、公文書管理条例に基づく現用公文書の適正な管理を徹底しました。

(2) 令和4年1月1日に条例が施行した公安委員会および警察本部

「滋賀県公文書等の管理に関する条例」が施行されたことに伴い、各職員に対し、公文書管理条例に基づく現用公文書の適正な保管・管理に係る教養を実施して浸透を図った。

2 令和3年度の特定歴史公文書に係る取組（公文書館）

(1) 移管等の実施

ア 令和2年度末に保存期間が満了したことに伴い令和3年度末に移管したもの
3,851冊

イ 令和3年度に寄贈された文書 4点

ウ 上記ア以外に、令和3年度に受け入れた資料 240点（文書238冊、行政資料2点）

(2) 歴史公文書管理システムの運用

特定歴史公文書の効率的な管理および利用者の利便性向上のため、特定歴史公文書の一元的管理およびインターネット上での目録検索やデジタルアーカイブの閲覧等を行えるシステムとして令和元年度に整備した標記システムを円滑に運用しました。

(3) 特定歴史公文書等の管理等に関して令和3年度に実施した業務

ア 歴史公文書に係る文書目録の作成 4,134冊 22,144件

イ デジタルアーカイブのデータ整備 23冊 6,800コマ

ウ 企画展示の実施 4回

(ア) 「明治の銀行～滋賀県の銀行事始め～」

(イ) 「琵琶湖干拓物語—消えゆく内湖と新たな大地—」

(ウ) 「村絵図の明治維新—河川と地籍の調査事業—」

(エ) 県政150周年第1回記念展「滋賀県はいつ誕生したのか—歴史公文書は語る—」

エ 情報紙『滋賀のアーカイブズ』第11号（令和3年9月30日）

情報紙『滋賀のアーカイブズ』第12号（令和4年3月31日）

（県政150周年記念特集 開館記念誌『歴史公文書が語る湖国』を用いた授業指導案集）

3 現用公文書の管理の状況（公安委員会および警察本部を除く）

(1) 令和3年度末における現用公文書の数量（文書管理システムに登録されているもの）

(1) 令和2年度末に保存期間が到来したファイル数	141,444 冊
(2) 令和2年度末に保存期間が満了したファイル数	92,045 冊
i) (2)のうち廃棄したファイル数	88,194 冊
ii) (2)のうち移管したファイル数	3,851 冊
(3) 令和3年度中に新たに登録されたファイル数	87,700 冊
(4) 令和3年度末に登録されているファイル数	1,015,888 冊
(5) 令和3年度末に保存期間が到来したファイル数	147,031 冊

(2) 令和2年度末に保存期間が満了し、移管対象と判断されたファイルのうち、現物が確認されなかったもの

24 件

(3) 令和2年度末に保存期間が満了したファイルのうち、システムに登録がされていなかったもの

54 件

4 特定歴史公文書等の保存、利用等に関する状況

(1) 令和3年度末における特定歴史公文書等の保存等の状況

ア 特定歴史公文書 19,521 冊

区分	数量
明治期	4,187 冊
大正期	1,601 冊
昭和戦前期	3,308 冊
昭和戦後期	7,171 冊
平成期	3,254 冊

イ 行政資料 650 点

ウ 寄贈・寄託文書 57 点

エ デジタルアーカイブの対象簿冊・文書数 79 冊 10,823 件

(2) 令和3年度末における特定歴史公文書等の利用等の状況

事業内容		単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	
利用	1.利用請求	請求件数	17	4	8	7	12	16	15	11	19	7	4	8	128	
		冊	47	27	61	60	86	165	191	55	171	69	8	89	1,029	
		資料件数	480	44	730	98	359	259	2,734	305	9,019	665	8	144	14,845	
	2.移管元実施機関	件	4	3	6	5	2	6	2	2	5	13	5	3	56	
		冊	30	12	32	14	5	39	19	4	20	52	26	7	260	
	3.簡便な利用	件	5	0	4	3	2	8	9	7	4	4	5	8	59	
		冊	7	0	7	13	6	13	20	22	16	6	28	28	166	
		資料件数	11	0	9	15	9	17	71	716	39	252	37	629	1,805	
	4.特別公務利用	件	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	1	0	4	
		冊	0	0	0	0	0	0	0	0	43	0	178	0	221	
		資料件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	5.館外貸出	件	1	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	3	
		冊	6	0	0	0	13	0	0	13	0	0	0	0	32	
	6.資料の利用	一般	人	17	9	21	15	6	20	20	16	16	21	18	14	193
		移管元実施機関	人	6	4	4	7	4	12	5	2	8	15	7	5	79
		合計	人(☆)	23	13	25	22	10	32	25	18	24	36	25	19	272
	7.写しの交付	来館	人	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	1	4
			枚	0	0	0	0	0	15	0	0	0	0	0	4	19
		郵送	人(☆)	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	5	7
枚			0	0	0	0	0	6	0	0	16	0	0	465	487	
合計		人	0	0	0	0	0	4	0	0	1	0	0	6	11	
		枚	0	0	0	0	0	21	0	0	16	0	0	469	506	
8.レファレンス	来館	人	19	10	18	10	15	13	31	21	8	8	15	23	191	
	文書・電信	人	32	22	19	13	26	30	24	20	19	24	29	22	280	
	合計	人(☆)	51	32	37	23	41	43	55	41	27	32	44	45	471	
9.展示見学	R2年度展示4	人	82	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	82	
	展示5	人	-	63	61	46	-	-	-	-	-	-	-	-	170	
	展示6	人	-	-	-	-	72	67	115	-	-	-	-	-	254	
	展示7	人	-	-	-	-	-	-	-	79	63	64	39	-	245	
	展示8	人	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	119	126	
	合計	人(☆)	82	63	61	46	72	67	115	79	63	64	46	119	877	
10.行事	講座	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	講演会	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	県庁見学	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	その他	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	合計	人(☆)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
11.アクセスユーザー数	ホームページ	件	973	649	391	562	528	553	625	473	515	581	564	577	6,991	
	検索システム	件	256	241	214	76	203	247	201	203	256	220	202	172	2,491	
	デジタルアーカイブ	件(☆)	17	34	11	4	20	23	20	20	39	18	20	20	246	
	デジタル企画展示	件(☆)	14	22	22	22	52	60	29	33	137	60	193	124	768	
12.ツイッター	フォロワー数	人	648	675	696	741	777	802	812	826	841	865	874	910	9,467	
	フォロワー増加数	人	80	27	21	45	36	25	10	14	15	24	9	36	342	
利用者数(☆の合計)		人	187	164	156	117	195	226	244	191	291	210	328	332	2,641	
※は未集計																

第3 情報公開について

I 滋賀県の情報公開制度

1 はじめに

滋賀県では、県民参加による身近で開かれた県政を推進するための仕組みの一つとして、昭和 62 年 10 月に「滋賀県公文書の公開等に関する条例」を制定して、昭和 63 年 4 月から公文書公開を実施してきました。平成 12 年 10 月には、地方分権の進展や行政運営の透明性の向上、説明責任がより一層求められるようになってきたこと、また、国においても情報公開法が制定されたことなどを踏まえ、「滋賀県公文書の公開等に関する条例」の全面的な見直しを行い、「滋賀県情報公開条例」（平成 12 年滋賀県条例第 113 号。以下、本編において「条例」という。）を制定し、平成 13 年 4 月 1 日から施行しています。

県では条例前文にも示されている、「県の保有する情報は県民の共有財産であり、公開が原則である」という理念に則って、「公文書公開制度」と「情報公開の総合的な推進」を二つの柱として情報公開を進め、県政運営の透明性の確保に努めながら、県民の皆さんと情報を共有して協働による県政を進めていくこととしています。

2 情報公開制度のあらまし

(1) 公文書公開制度

公文書公開制度は、実施機関の保有している公文書を公開請求に基づき公開する制度で、情報公開制度の中心となるものです。

ア 公文書公開制度を実施する機関 [条例第 2 条第 1 項]

- 知事 ■議会 ■教育委員会 ■選挙管理委員会 ■人事委員会
- 監査委員 ■公安委員会 ■警察本部長 ■労働委員会 ■収用委員会
- 海区漁業調整委員会 ■内水面漁場管理委員会 ■公営企業管理者
- 病院事業管理者 ■県が設立した地方独立行政法人（公立大学法人滋賀県立大学）

イ 公開請求の対象となる公文書 [条例第 2 条第 2 項]

公開請求の対象となる公文書は、実施機関の職員が職務上作成し、または取得した文書、図画および写真ならびに電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものとなります。ただし、①公報、官報、白書等不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの、②県立美術館などの県の施設や県が設立した地方独立行政法人の施設において、歴史的もしくは文化的な資料または学術研究用の資料として特別な管理がなされているものは、除かれます。

なお、議会については平成 11 年 10 月 1 日以降に、また、公安委員会および警察本部長については平成 14 年 4 月 1 日以降に、実施機関の職員が職務上作成し、または取得した文書、図画および写真ならびに電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものが対象となります。

ウ 公開請求権者 [条例第 4 条]

「何人も」、すなわち県民の方だけでなく、県外の方でも、どなた（どの団体）でも公開請求をすることができます。

エ 公開請求の方法 [条例第5条]

公文書の公開請求は、氏名、住所、公開を請求する公文書の名称等を記載した「公文書公開請求書」を実施機関に提出することにより行うことができます。提出は、来庁していただく他、ファックス、郵送、しがネット受付サービス（滋賀県のホームページから利用できる電子申請）により行うこともできます。

なお、公開請求の相談および案内の窓口として、本庁に「県民情報室」を、県内6か所にある合同庁舎（南部・甲賀・東近江・湖東・湖北・高島）に「行政情報コーナー」を、警察本部に「警察県民センター情報公開推進室」を設け、各警察署（県内12か所）は警務課がこの窓口となっています。

オ 非公開情報 [条例第6条]

公開請求のあった公文書は公開が原則ですが、例外として次の情報が記録されている場合は、公開できない場合があります。

(7) 個人に関する情報 [第1号]

個人に関する情報であって、特定の個人が識別できる情報など

(イ) 法人等に関する情報 [第2号]

法人その他の団体に関する情報や事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等や当該個人の正当な利益を害するおそれのある情報など

(ロ) 公共の安全と秩序の維持に支障が生ずる情報 [第3号]

公にすることにより、犯罪の予防・捜査等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

(エ) 法令または条例の規定により非公開とされる情報 [第4号]

法令等の規定により非公開とされている情報

(オ) 審議、検討または協議に関する情報 [第5号]

県の機関等の内部または相互間における審議等に関する情報であって、公にすることにより、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある情報など

(カ) 事務の円滑な実施を困難にする情報 [第6号]

県の機関等が行う事務または事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報

カ 部分公開 [条例第7条]

公開請求に係る公文書に非公開情報が記録されている場合であっても、非公開情報が記録されている部分とそれ以外の部分を容易に分離できるときは、原則公開の理念に基づいて、当該公文書の全部を非公開とするのではなく、非公開部分を除いて可能な限り公開すべきこととされています。

キ 公益上の理由による裁量的公開 [条例第8条]

公開請求に係る公文書に非公開情報（第6条第4号に該当する情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは公開することができることとされています。

ク 公文書の存否に関する情報 [条例第9条]

公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、当該公文書の存否を明らかにしないで当該公開請求を拒否することができることとされています。

ケ 公開請求に対する決定および決定期限 [条例第 10 条・第 11 条・第 12 条]

実施機関は、公開請求があったときは、公開請求があった日（収受年月日の翌日を起算日とする。）から 15 日以内に公開するかどうかの決定を行わなければならないが、また、非公開とする部分がある場合には非公開とする理由を示さなければならないとされています。

公開請求のあった日から 15 日以内に決定することができない正当な理由があるときは、30 日を限度として決定期間を延長することができるかとされています。

なお、公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、公開請求があった日から 45 日以内にそのすべてについて決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合については、「公開決定等の期限の特例」（条例第 12 条）の規定があります。

コ 公開の実施および費用負担 [条例第 15 条・第 16 条]

公開の実施の方法には、閲覧、聴取、視聴または写しの交付があります。

公文書の閲覧、聴取および視聴は無料ですが、公文書の写しの交付に要する費用および送付に要する費用は公開請求者の負担となります。

サ 審査請求 [条例第 3 章]

実施機関の行った公開請求に対する決定について不服がある場合は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）に基づく審査請求をすることができます。

実施機関は、滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報審議会（平成 30 年度までは滋賀県情報公開審査会）に諮問し、その答申を尊重して、審査請求に対する裁決を行うこととなります。

(2) 情報公開の総合的な推進

滋賀県では、条例の目的である「県民と県との協働による県政の進展に寄与する」ために、公文書公開制度の、請求に基づく公文書の公開にとどまらず、積極的に県の保有する情報の公開を行い、情報公開の総合的な推進を図っています。

ア 情報提供制度

(7) 行政資料の閲覧・貸出・写しの交付

情報公開制度の窓口として設置している本庁の県民情報室や各合同庁舎の行政情報コーナーにおいて、県刊行物や統計資料等の閲覧や貸出、有償での写しの交付を行い、県政情報の提供に努めています。

(4) 県刊行物の有償頒布

県の保有する情報を広く県民等の利用に供するため、平成 12 年度から「県刊行物の有償頒布に関する要領」を施行し、県刊行物の有償頒布を実施しています。

(ウ) 「滋賀県の情報提供の推進に関する要綱」に基づく情報提供

平成 18 年度末に「滋賀県の情報提供の推進に関する要綱」を制定（平成 19 年度施行）し、滋賀県ホームページへの情報の掲載や県民情報室等での情報の縦覧を推進しています。なお、本要綱の施行により、知事、副知事、各実施機関の長、本庁各部長等の交際費の支出状況もホームページに掲載しています。

イ 県民政策コメント制度

滋賀県では県の行政運営における公正の確保と透明性の向上を図ることにより、県民とのパートナーシップによる県政の推進に資することを目的として、平成 12 年度から「滋賀県民政策コメント制度に関する要綱」を施行しています（所管：総務部行政経営企画室）。

県民政策コメント制度は、県政の基本的な政策を立案する過程において、当該立案に係

る政策の趣旨、内容等の必要な事項を県民等に公表し、これらについて提出された県民等の意見、情報および専門的な知識を反映させる機会を確保する手続をいい、対象となるものは以下のものとなっています。

- (7) 県の基本構想、県行政のそれぞれの分野における施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画の策定およびこれらの重要な改定
- (4) 県行政に関する基本方針を定め、または県民に義務を課し、もしくは権利を制限することを内容とする条例（地方税の賦課徴収ならびに分担金、使用料および手数料の徴収に関するものを除く。）の制定または改廃に係る案の策定（迅速性または緊急性を要するものおよび軽微なものを除く。）

ウ 附属機関等の会議の公開

滋賀県では、政策形成過程の透明性の向上と公正の確保を図るために、「附属機関等の会議の公開等に関する指針」を策定し、平成 12 年度から運用しており、滋賀県情報公開条例第 6 条各号に規定する非公開情報を審議する場合などを除き、附属機関等の会議を公開することとしています（所管：総務部人事課）。

(7) 会議の開催の周知

公開の会議を開催する場合には、開催の日時、場所、議題、傍聴手続等を記した会議開催案内を県民情報室や行政情報コーナーに掲示するとともに県のホームページに掲載することなどによりお知らせしています。

(4) 公開の方法

会議の傍聴および議事録等の会議結果の公表の方法により行っています。

エ 出資法人の情報公開

滋賀県では、県の出資法人について、当該出資の公共性にかんがみ、条例第 29 条の規定に基づいて、「出資法人の情報公開の推進に関する指導指針」（平成 13 年 1 月 31 日制定）を定めて、出資法人の情報公開を推進しています。

(7) 対象となる出資法人

対象となる出資法人は、県が資本金、基本金その他これらに準ずるもの（以下「資本金等」という。）を出資している法人で次のいずれかに該当するものをいいます。

- a 県が資本金等の 4 分の 1 以上を出資し、かつ、県の出資割合が最も高い法人（b に掲げる法人を除く。）
- b 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 152 条第 4 項に規定する法人に該当する法人

(4) 出資法人において実施する情報公開制度

- a 出資法人の経営状況等に関する資料の公表

(7) a または b に該当する全ての出資法人が対象となっています。

- b 出資法人がその保有する文書について、条例に準じて規程等で定める公開制度（文書公開制度）の実施

(7) a に該当する出資法人のうち県が資本金等の 2 分の 1 以上を出資している法人および (7) b に該当する法人のうち県が資本金等の 2 分の 1 に相当する額以上の額の債務を負担している法人が対象となっています。

オ 指定管理者の情報公開

滋賀県では、公の施設の管理を行う指定管理者について、当該業務の公共性にかんがみ、条例第 30 条の規定に基づき、「指定管理者の情報公開の推進に関する指導指針」（平成 17 年 9 月 13 日制定）を定めて、指定管理者の情報公開を推進しています。

Ⅱ 令和3年度の情報公開制度の実施状況

1 公文書公開制度

(1) 公文書公開請求の件数（受付場所別・請求手段別）

令和3年度の公文書公開請求件数は1,233件で、前年度の1,258件より25件減少しました。公文書公開請求は、来庁、ファクシミリ、郵送、しがネット受付サービスにより行うことができ、しがネット受付サービスによる請求は、272件と全体の22%を占めています。

(2) 公文書公開請求の処理状況

公開請求に対しては、請求の対象となる公文書を保有する主務課所が公開や一部公開等の決定を行います。実施機関別の請求件数は、知事に対するものが930件と全体の75%を占めています。請求に対する決定等の状況は表1-1のとおりです。

表1-1 公文書公開請求の件数および公開決定等の処理状況

実施機関	請求件数		決定件数					合計
	請求件数	取下げ件数	公開	一部公開	非公開			
					(非公開情報)	(不存在)	(その他)	
知事	930	83	410	574	5	99	0	1,088
知事公室			0	3	1	4	0	8
総合企画部			6	2	0	6	0	14
総務部			14	26	1	10	0	51
文化スポーツ部			10	2	0	3	0	15
琵琶湖環境部			56	90	1	23	0	170
健康医療福祉部			31	54	1	25	0	111
商工観光労働部			10	3	0	5	0	18
農政水産部			36	33	0	8	0	77
土木交通部			247	361	1	15	0	624
会計管理局			0	0	0	0	0	0
議会	8	0	1	8	0	0	0	9
教育委員会	64	11	34	66	0	10	0	110
事務局			29	18	0	10	0	57
その他の機関			0	2	0	0	0	2
県立学校			5	46	0	0	0	51
選挙管理委員会	12	0	5	7	0	0	0	12
人事委員会	1	0	0	1	0	0	0	1
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0
公安委員会	0	0	0	0	0	0	0	0

実施機関	請求件数		決定件数					合計
	請求 件数	取下 げ 件数	公開	一部 公開	非公開			
					(非公開情報)	(不存在)	(その他)	
警察本部長	180	4	5	82	2	98	0	187
警務部			4	73	0	95	0	172
生活安全部			0	0	2	0	0	2
刑事部			0	0	0	1	0	1
交通部			1	7	0	1	0	9
警備部			0	1	0	1	0	2
警察学校			0	0	0	0	0	0
警察署			0	1	0	0	0	1
労働委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
収用委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
内水面漁場管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
公営企業管理者	24	1	12	11	0	0	0	23
病院事業管理者	13	2	3	8	0	0	0	11
県立大学	1	0	1	0	0	0	0	1
合計	1,233	101	471	757	7	207	0	1,442

注1 「取下げ件数」は、「請求件数」の内数です。

2 「(非公開情報)」は、条例第6条各号の非公開情報であることを理由に公文書の全部が非公開となった件数です。条例第9条に基づく存否応答拒否を含みます。

3 「(不存在)」は、公文書が存在しないことを理由に非公開となった件数です。

4 「(その他)」は、公開請求に形式上の不備がある場合で、補正に応じなかったことを理由に非公開となったもの等です。

※ (請求件数－取下げ件数)と決定件数

本県では、1件の請求が複数の主務課所にわたるものである場合、原則として主務課所ごとに決定を行っています。そのため、(請求件数－取下げ件数)よりも決定件数が多くなっています。

表1-2 公文書公開請求に対する知事部局決定内訳

所属	件数	所属	件数	所属	件数
知事公室 計	8	琵琶湖環境部 計	170	農政水産部 計	77
広報課	2	環境政策課	1	農政課	5
防災危機管理局	6	琵琶湖保全再生課	4	食のブランド推進課	1
総合企画部 計	14	循環社会推進課	9	農業経営課	3
企画調整課	3	下水道課	13	畜産課	2
国際課	2	森林政策課	3	水産課	7
県民活動生活課	7	森林保全課	31	耕地課	7
CO ₂ ネットゼロ推進課	1	自然環境保全課	19	農村振興課	6
消費生活センター	1	環境事務所〈5〉	10	農業農村振興事務所〈6〉	42
		森林整備事務所〈5〉	36	畜産技術振興センター	1
		下水道事務所〈2〉	44	家畜保健衛生所	3

総務部 計	51	健康医療福祉部 計	111	土木交通部 計	624
総務課	20	健康福祉政策課	3	監理課	8
私学・県立大学振興課	7	医療政策課	5	技術管理課	9
人事課	6	感染症対策課	41	交通戦略課	2
行政経営推進課	1	健康寿命推進課	13	道路保全課	28
総務事務・厚生課	2	医療福祉推進課	3	道路整備課	55
財政課	3	障害福祉課	6	砂防課	10
税政課	3	薬務課	5	都市計画課	9
市町振興課	4	生活衛生課	15	住宅課	7
事業課	2	医療保険課	4	建築課	53
西部県税事務所	3	子ども・青少年局	8	流域政策局	25
文化スポーツ部 計	15	保健所〈2〉	3	(大津土木事務所)	71
文化芸術振興課	1	食肉衛生検査所	1	(南部土木事務所)	73
文化財保護課	7	動物保護管理センター	2	(甲賀土木事務所)	46
スポーツ課	4	大津・高島子ども家庭相談センター	1	(東近江土木事務所)	66
国スポ・障スポ大会課	1	総合保健専門学校	1	(湖東土木事務所)	47
美術館	2			(長浜土木事務所)	41
会計管理局 計	0			(長浜土木木之本支所)	33
管理課	0			(高島土木事務所)	41
会計課	0			土木事務所 計	418

注 地域ごとに同種の地方機関がある場合は合計を記載しています。〈〉内は決定をした事務所の数です。土木事務所は請求件数が多いため、事務所ごとの内訳も列挙しています。

表1-3 公文書公開請求に対する議会決定内訳

所 属	件数
総務課	7
議事課	1
政策調査課	1

表1-4 公文書公開請求に対する教育委員会決定内訳

所 属	件数	所 属	件数
教育総務課	3	生涯学習課	1
教職員課	21	保健体育課	10
高校教育課	4	総合教育センター	1
幼小中教育課	9	図書館	1
特別支援教育課	9	県立学校	51

※決定した所属のみ掲載しています

表1-5 公文書公開請求に対する警察本部決定内訳

所 属	件数	所 属	件数
警務部 計	172	刑事部 計	1
総務課	3	捜査第一課	1
会計課	32	交通部 計	9
警務課	3	交通企画課	5
警察県民センター	7	交通規制課	3
厚生課	3	交通指導課	1
監察官室	124	警備部	2
生活安全部 計	2	警備第二課	2
少年課	2	警察署 計	1
		大津警察署	1

※決定した所属のみ掲載しています

表1-6 公文書公開請求に対する公営企業管理者決定内訳

所 属	件数
経営課	4
施設整備課	11
浄水課	8

表1-7 公文書公開請求に対する病院事業管理者決定件数

所 属	件数
経営管理課	1
総合病院	10

※決定した所属のみ掲載しています

(3) 非公開理由の内訳

一部公開決定・非公開決定の非公開理由（不存在・その他を除く。）は、「法人等に関する情報」、「個人に関する情報」、「事務事業支障情報」の順に多く、これら3つが非公開理由の大半（94.8%）を占めています。

表2 非公開理由の内訳

非 公 開 理 由	件数	適用率(%)
個人に関する情報（条例第6条第1号該当）	344	36.6%
法人等に関する情報（条例第6条第2号該当）	368	39.1%
公共安全支障情報（条例第6条第3号該当）	18	1.9%
法令秘情報（条例第6条第4号該当）	1	0.1%
審議検討情報（条例第6条第5号該当）	30	3.2%
事務事業支障情報（条例第6条第6号該当）	180	19.1%
合 計	941	100%

注 不存在の場合や1件の決定で複数の非公開理由が適用されているものがあるため、一部公開決定・非公開決定の件数を上回っています。

(4) 審査請求、審議会の審議および実施機関の処理の状況

<審議会の概要>

滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会は、学識経験者や一般公募者等 14 人以内の委員で組織し、3つの部会（審査部会、公文書等管理部会、個人情報保護部会）で構成される地方自治法第 202 条の 3 の規定に基づく附属機関です。非公開決定等について審査請求があった場合に実施機関から諮問を受けたときは、審査部会が実施機関が行った決定の当否について審議を行うほか、情報公開制度の運営・改善について公正中立な立場から建議を行います。

審査部会には 2 つの分科会が置かれており、審査部会に属する委員のうちから審査部会長が指名する 6 人の委員で組織されています。

なお、令和元年度のみ、従前の滋賀県情報公開審査会から継続して旧優生保護法関連の諮問案件の審議、答申を行うための特別分科会が置かれていました。

表 3 審査請求の実施機関の処理状況

3-1 行政不服審査法に基づく審査請求、実施機関の処理の状況

状況 請求年度	請求 件数	諮問前		諮問係属件数		裁 決 前 取 下 げ	裁 決 処 理 中	審査請求に対する裁決						
		取 下 げ	未 諮 問	審 査 部 会 諮 問 中	取 下 げ			認 容	一部認容		棄 却	一部 棄却 一部 却下	却 下	
									一部 棄却	一部 却下				
令和 3 年度 新規審査請求	12	0	2	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
過年度からの 継続案件	11	0	0	9	0	0	1	1	0	0	0	0	1	0
合 計	23	0	2	19	0	0	1	1	0	0	0	0	1	0

3-2 審議会（審査部会）の審議の状況

状況 諮問年度	諮問 件数	諮問 取下げ	審査部会の処理							
			審議中	取 消	一部取消		棄 却	一部 棄却 一部 却下	却 下	
					一部 棄却	一部 却下				
令和 3 年度 新規諮問	10	0	10	0	0	0	0	0	0	0
前年度からの 繰越	10	0	9	1	0	1	0	0	0	0
合 計	20	0	19	1	0	1	0	0	0	0

表4 審査部会諮問案件の令和3年度処理状況(答申済み、情報公開条例関係)

諮問番号 【答申番号】	実施機関 (処分庁)	内容および処理状況	審議会の 判断	実施機関 の処理
諮問(情)第17号 【(情)第13号】	公安委員会 (警察本部長)	「○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ 元取調官に対して行った聞き取り調査等に関する資料一式」の公文書一部公開決定に対する審査請求 令和2年10月5日 諮問 令和4年2月28日 答申	原処分一部取消	処理中

※ 各答申の全文(非公開情報を除く。)は、滋賀県ホームページに掲載しています。
<http://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/zyouhou/koukai/10716.html>

表5 審査部会の開催状況(情報公開条例関係)

会議	開催日	審議した案件
第17回第二分科会	令和3年 5月10日	諮問(情)第17号
第18回第二分科会	令和3年 6月28日	諮問(情)第17号
第19回第二分科会	令和3年 9月9日	諮問(情)第17号
第20回第二分科会	令和3年 10月4日	諮問(情)第17号
第21回第二分科会	令和3年 11月1日	諮問(情)第17号
第22回第二分科会	令和3年 12月20日	諮問(情)第18号、諮問(情)第8号ほか13件の審議
第23回第二分科会	令和4年 2月14日	諮問(情)第18号、諮問(情)第8号ほか13件の審議

2 情報提供制度

情報提供の状況

情報提供の総合窓口である本庁の県民情報室と各合同庁舎の行政情報コーナーでは、刊行物、行政関係資料、統計資料等を配架し、閲覧、複写、貸出等を行うとともに、県民政策コメント制度(パブリックコメント)に係る資料などを公表しています。警察本部でも警察県民センターを設け、警察関係の資料等を排架し、閲覧、複写等を行っています。

令和3年度における県民情報室と警察県民センターの利用状況や情報提供の状

況は、表6のとおりです。

表6 令和3年度の情報提供の利用状況

窓 口	県民情報室	警察県民センター	合 計
利用者数（人）	3,121	22	3,143
内訳	来室	3,060	3,073
	文書	1	9
	電話	60	61
情報提供件数（件）	3,121	22	3,143
内訳	案内相談	600	600
	閲覧	1,165	1,166
	資料提供	1,313	1,334
	貸出	43	43
写しの交付（件）	317	21	338

第4 個人情報保護について

I 滋賀県の個人情報保護制度

1 個人情報保護制度の目的

電子計算機をはじめとする情報処理技術の発達により、生活が便利で豊かになってきた反面、自分に関する情報が予期しない形で集められたり利用されているのではないかといった不安感や個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害の危険性が指摘されています。

こうした不安感を除去するとともに個人の権利利益の侵害を未然に防止するため、県の機関における個人情報の取扱いについての基本的事項を定めるとともに事業者の個人情報の取扱いについての責務等を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護することを目的として、平成7年3月17日に「滋賀県個人情報保護条例」（平成7年滋賀県条例第8号。以下本編において「条例」という。）を制定し、同年10月1日から施行しています。

また、国において「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）や「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第58号）が制定されたことなどを踏まえ、条例を平成16年度に改正し、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号）の制定や「行政不服審査法」（平成26年法律第68号）の改正に伴い平成27年度に、また、「個人情報の保護に関する法律」および「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」の改正に伴い平成29年度に、それぞれ改正を行っています。

2 個人情報保護制度の概要

(1) 条例の特徴

- ア 電子計算機により処理される個人情報だけでなく、手作業により処理される個人情報も保護の対象としています。
- イ 県が保有する個人情報については、自己の情報を知り、かつ、訂正や利用停止を求めることができる開示請求権、訂正請求権および利用停止請求権を具体的な権利として創設しています。

(2) 県の取り扱う個人情報の保護

ア 個人情報保護制度を実施する機関（条例第2条第7号）

- 知事 ■議会 ■教育委員会 ■選挙管理委員会 ■人事委員会
- 監査委員 ■公安委員会 ■警察本部長 ■労働委員会 ■収用委員会
- 海区漁業調整委員会 ■内水面漁場管理委員会 ■公営企業管理者
- 病院事業管理者 ■県が設立した地方独立行政法人（公立大学法人滋賀県立大学）

イ 実施機関における個人情報の取扱い

(ア) 保有の制限（第5条）

個人情報を保有するに当たっては、その所掌事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければなりません。

また、その特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならないことになっています。

(イ) 取得の制限（第6条）

原則として、個人情報を取得するときは、本人から取得しなければならないこと、また、思想、信条および宗教に関する個人情報ならびに人種、社会的身分等本人に対する不当な差別、偏見その他不利益が生じるおそれのある個人情報は取得してはならないことになっています。

(ウ) 正確性および安全性の確保（第7条）

利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報を過去または現在の事実と合致するように保ち、必要のなくなった保有個人情報は確実に、かつ、速やかに廃棄し、または消去しなければなりません。

保有個人情報の漏えい、滅失またはき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければなりません。

(エ) 利用および提供の制限（第8条）

原則として、利用目的以外の目的のために保有個人情報を当該実施機関内において利用し、または当該実施機関以外のものへ提供してはならないことになっています。

(オ) 電子計算機等の結合による提供の制限（第9条）

原則として、通信回線による電子計算機その他の情報機器の結合により保有個人情報を実施機関以外のものへ提供してはならないことになっています。

(カ) 委託等に伴う措置（第10条）

実施機関は、個人情報の取扱いを伴う事務を委託するとき、または公の施設の管理を指定管理者に行わせるときは、個人情報の保護に必要な措置を講じなければなりません。

受託事業者または指定管理者は、個人情報の漏えい、滅失またはき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければなりません。

(キ) 個人情報取扱事務の登録および閲覧（第12条）

実施機関は、個人情報を取り扱う事務について、個人情報取扱事務登録簿を作成し、一般の閲覧に供しなければなりません。

ウ 自己情報の開示・訂正・利用停止

(ア) 開示請求権（第13条）

何人も、実施機関に対し、当該実施機関が保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができます。

(イ) 訂正請求権（第28条）

何人も、開示決定を受けた自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと認めるときは、実施機関に対し、その訂正（追加または削除を含む。）の請求をすることができます。

(ウ) 利用停止請求権（第36条）

何人も、開示決定を受けた自己を本人とする保有個人情報が条例に違反して保有、取得、利用または提供されていると認めるときは、実施機関に対し、その利用の停止、消去または提供の停止を請求することができます。

エ 苦情の処理および審査請求

(7) 苦情の処理（第 42 条）

実施機関は、当該実施機関における個人情報の取扱いに関する苦情について、適切かつ迅速に処理しなければなりません。

(イ) 審査請求があった場合の手続（第 43 条～第 47 条）

実施機関が行った開示決定等、訂正決定等または利用停止決定等について不服がある場合は、行政不服審査法に基づく審査請求をすることができます。

当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報審議会に諮問をし、その答申を尊重して、速やかに当該審査請求に対する裁決を行うこととなります。

オ 罰則（第 53 条～第 57 条）

条例の実効性を担保するために、実施機関の職員や受託業務等の従事者等が、不正に保有個人情報の提供等をした場合は処罰されます。

(3) 事業者の保有する個人情報の保護

苦情相談の処理（第 49 条）

知事等は、事業者の行う個人情報の取り扱いに関する苦情相談があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとします。

Ⅱ 令和3年度の個人情報保護制度の運用状況

1 個人情報保護制度の運用改善の取組状況

令和元年度に実施された個人情報の適正管理に係る行政重点監査において監査委員から意見が提出されたことを受け、次のとおり個人情報保護制度の運用の改善を行いました。

(1) 個人情報の管理に関する適切なモニタリングの実施

令和2年度から、監査の一環として、保有個人情報等の管理の状況に係る自己点検を情報セキュリティに係る自己点検とともに実施し、点検結果を知事部局の各所属から提出させることとしました。自己点検の結果を受け、知事部局の全所属に対し、自己点検の結果および総括保護管理者において保護管理者が講ずべきとした措置を通知するとともに、各所属の状況に応じ保護管理者において適宜見直し等の措置を講じるよう求めました。また、当該措置等の内容を知事部局以外の実施機関にも通知しました。なお、令和3年度以降は、実地での監査についても実施しています。

(2) 個人情報取扱事務登録簿の適切な作成

各所属において個人情報を適切に管理するためには、まず各所属自らが個人情報を取り扱う業務およびその取扱いの状況を確実に把握する必要があることから、令和2年3月に、知事部局の各所属に対し、個人情報を取り扱う事務を登録簿の要否に関わらず全て把握するよう求めました。

また、同時に、登録簿の内容確認作業のフロー図や確認のポイント等の資料を作成・配付した上で、各所属に登録簿の内容確認を求めた結果、登録簿を作成すべきであるが作成されていなかった事務について登録簿が作成されるなど改善が見られました。

その後、令和2年12月に、個人情報を取り扱う際の注意事項および令和2年度個人情報取扱事務登録簿のとりまとめ結果についての各所属への通知を行いました。

(3) 措置指針に基づく個人情報の取扱いの質の確保

委託先の個人情報の管理状況等に係る定期点検等の実施状況を把握するため、令和2年3月に知事部局の各所属に照会したところ、点検等を行っている所属は少ないことが分かりました。加えて、令和2年度の自己点検においても点検等を行っていないとの回答が相当数あったため、令和3年3月に、総括保護管理者が講じる見直し等の措置の一環として、定期点検等に用いるチェックリストの例を各所属に通知し、令和3年度からの運用の改善を図りました。

また、措置指針の運用に係る具体的方法については、「滋賀県が保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針の運用について」や「個人情報保護ハンドブック」で示しており、できるだけ分かりやすい記述となるよう令和2年4月に改訂を行いました。

さらに、一定リスクの高い事例等について具体的に取るべき手法について、上記ハンドブック等や説明会で一定示しているものに加え、自己点検の結果報告の中で、これまでの個人情報の漏えい等に係る事例も示しながら、具体的に取るべき手法の例について各所属に通知しました。

2 個人情報取扱事務の登録状況

実施機関は、個人情報を取り扱う事務について、その事務の目的、取り扱う個人情報の態様等を記載した個人情報取扱事務登録簿を作成しています。

個人情報取扱事務は、その内容により、全庁共通事務、地方機関共通事務、固有事務の3つに区分されています。

令和3年度末現在の登録件数は2,040件となっており、個人事務取扱事務登録簿は、県民情報室および各合同庁舎の行政情報コーナーで閲覧することができます。

表7 個人情報取扱事務の登録件数

実施機関	件数	実施機関	件数
知事	1,607	選挙管理委員会	6
知事公室	67	人事委員会	1
総合企画部	97	監査委員会	0
総務部	92	公安委員会	2
文化スポーツ部	70	警察本部長	151
琵琶湖環境部	21	労働委員会	7
健康医療福祉部	523	収用委員会	2
商工観光労働部	159	海区漁業調整委員会	4
農政水産部	216	内水面漁場管理委員会	3
土木交通部	159	公営企業管理者	8
会計管理局	10	病院事業管理者	27
議会	6	県立大学	6
教育委員会	210	合計	2,040

3 保有個人情報の開示請求

(1) 開示請求の処理状況

何人も、実施機関に対して、当該実施機関が保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求（以下「開示請求」という。）することができます。

令和3年度は、前年度に比して681件減少し、196件の請求がありました。

表 8 - 1 開示請求の件数および開示決定等の処理状況

実施機関	請求件数		決定件数					合計
	請求 件数	取下げ 件数	開示	一部 開示	不開示			
					(非開示 情報)	(不存在)	(その他)	
知事	29	0	17	10	0	2	0	29
知事公室			0	0	0	0	0	0
総合企画部			1	0	0	0	0	1
総務部			1	1	0	0	0	2
文化スポーツ部			0	0	0	0	0	0
琵琶湖環境部			0	2	0	0	0	2
健康医療福祉部			13	7	0	1	0	21
商工観光労働部			0	0	0	0	0	0
農政水産部			0	0	0	0	0	0
土木交通部			2	0	0	1	0	3
会計管理局			0	0	0	0	0	0
議会	0	0	0	0	0	0	0	0
教育委員会	51	0	0	51	0	0	0	51
事務局			0	2	0	0	0	2
その他の機関			0	0	0	0	0	0
県立学校			0	49	0	0	0	49
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
人事委員会	2	0	1	1	0	0	0	2
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0
公安委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
警察本部長	71	2	3	119	49	3	0	174
警務部			1	29	2	0	0	32
生活安全部			0	0	42	3	0	45
刑事部			1	34	1	0	0	36
交通部			0	2	1	0	0	3
警察署			1	54	3	0	0	58
警察学校			0	0	0	0	0	0
労働委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
収用委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
内水面漁場管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
公営企業管理者	0	0	0	0	0	0	0	0
病院事業管理者	42	0	27	11	0	4	0	42
県立大学	1	0	0	1	0	0	0	1
合計	196	2	48	193	49	9	0	299

注 1 「取下げ件数」は、「請求件数」の内数です。

2 「(非開示情報)」は、条例第 15 条各号の非公開情報であることを理由に公文書の全部が非開示となった件数です。条例第 18 条に基づく存否応答拒否を含みます。

3 「(不存在)」は、公文書が存在しないことを理由に非開示となった件数です。

4 「(その他)」は、開示請求に形式上の不備がある場合で、補正に応じなかったことを理由に非開示となったもの等です。

※ (請求件数－取下げ件数)と決定件数

本県では、1 件の請求が複数の主務課所にわたるものである場合、原則として主務課所ごとに決定を行っています。そのため、(請求件数－取下げ件数)よりも決定件数が多くなる場合があります。

表 8—2 開示請求に対する知事部局決定件数

所 属	件数	所 属	件数
総合企画部 計	1	健康医療福祉部 計	21
消費生活センター	1	医療政策課	1
総務部 計	2	精神保健福祉センター	14
私学県立大学振興課	1	子ども・家庭相談センター 〈2〉	5
中部県税事務所	1	近江学園	1
琵琶湖環境部 計	2	土木交通部 計	3
自然環境保全課	1	道路保全課	1
西部・南部森林整備事務所（支 所）	1	土木事務所 〈2〉	2

地域ごとに同種の地方機関がある場合は合計を記載しています。〈 〉内は決定をした事務所の数です。

表 8—3 開示請求に対する教育委員会決定等件数

所 属	件 数
幼少中教育課	2
県立学校	49

表 8—4 開示請求に対する人事委員会決定件数

所 属	件 数
人事委員会	2

表 8—5 開示請求に対する警察本部決定等件数

所 属	件数	所 属	件数
警務部 計	32	交通部 計	3
総務課	1	交通指導課	3
警務課	2	警察署 計	58
警察県民センター	28	大津警察署	15
監査官室	1	草津警察署	10
生活安全部 計	45	守山警察署	3
生活安全企画課	36	甲賀警察署	6
地域課	2	近江八幡警察署	3
通信指令課	1	東近江警察署	8
少年課	5	彦根警察署	3
サイバー犯罪対策課	1	長浜警察署	4
刑事部 計	36	大津北警察署	6
刑事企画課	1		
捜査第一課	35		

表 8—6 開示請求に対する病院事業庁決定件数

所 属	件 数
総合病院	28
小児保健医療センター	2

精神医療センター	12
----------	----

表8—7 開示請求に対する県立大学決定件数

所 属	件 数
県立大学	1

(2) 不開示理由の内訳

一部開示決定や不開示決定の不開示理由（不存在・その他を除く。）は、「開示請求者以外の個人に関する情報」、「事務事業支障情報」、「公共安全支障情報」の順に多く、これら3つが不開示理由の大半（98.7%）を占めています。

表9 不開示理由の内訳

不 開 示 理 由	件数	適用率(%)
生命等を害するおそれがある情報（条例第15条第1号該当）	2	0.4%
開示請求者以外の個人に関する情報(条例第15条第2号該当)	234	41.9%
法人等に関する情報（条例第15条第3号該当）	1	0.2%
公共安全支障情報（条例第15条第4号該当）	153	27.4%
法令秘情報（条例第15条第5号該当）	1	0.2%
審議、検討または協議情報（条例第15条第6号該当）	3	0.5%
事務事業支障情報（条例第15条第7号該当）	164	29.4%
合 計	558	100%

注1 不存在の場合や1件の決定で複数の不開示理由が適用されているものがあるため、一部開示決定または不開示決定の処理件数とは一致しません。

注2 「適用率(%)」の合計は、小数点以下の処理の関係で100%にならない場合があります。

(3) 口頭による開示請求（簡易開示）

実施機関があらかじめ定めた試験の得点などの個人情報、口頭による開示（以下「簡易開示」という。）の請求により、その場で閲覧することができます。

令和3年度の請求件数は、前年に比して1,576件増加し、7,922件ありました。運転免許試験関係の開示件数は、昨年度より423件減少したものの3,899件と全体の約49%を占め、令和2年度から新たに簡易開示の対象となった県立学校入学者選抜関係の開示件数が3,590件と全体の約45%を占めました。その他では県職員採用試験関係276件、警察官採用試験関係55件が主なものとなっています。

表10 簡易開示の請求（開示）件数

実施機関	件 数	所 属	件 数
知事	104	労働委員会	0
議会	0	収用委員会	0
教育委員会	3,590	海区漁業調整委員会	0
選挙管理委員会	0	内水面漁場管理委員会	0
人事委員会	276	公営企業管理者	0
監査委員	0	病院事業庁	0
公安委員会	0	県立大学	34
警察本部長	4,029	合 計	8,033

注「—」は、口頭による開示対象事務がないことを示します。

4 保有個人情報の訂正請求

何人も、開示決定を受けた自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと認めるときは、実施機関に対し、その訂正（追加または削除を含む。）の請求をすることができます。令和3年度は、3件の請求がありました。

5 保有個人情報の利用停止請求

何人も、開示決定を受けた自己を本人とする保有個人情報が条例に違反して保有、取得、利用または提供されていると認めるときは、実施機関に対し、その利用の停止、消去または提供の停止を請求することができます。令和3年度は、請求がありませんでした。

6 審査請求、審議会の審議および実施機関の処理の状況

<審議会の概要>

審議会は、実施機関から諮問された事項の審議、個人情報保護制度の運営および改善に関する事項についての建議ならびに特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項の規定による意見の聴取に係る事項の調査審議を行うこととなっています。

また、平成14年8月5日から住民基本台帳法第30条の9第1項に規定する本人確認情報の保護に関する審議会を兼ねています。

表11 審査請求の処理状況

11-1 行政不服審査法に基づく審査請求、実施機関の処理の状況（単位：件）

状況 請求年度	請求 件数	諮問前		諮問係属件数		裁 決 前 取 下 げ	答 申 後 未 処 理	審査請求に対する裁決						
		取 下 げ	未 諮 問	審 査 部 会 諮 問 中	取 下 げ			認 容	一部認容		棄 却	一 部 棄 却 一 部 却 下	却 下	
									一 部 棄 却	一 部 却 下				
令和3年度 新規審査請求	3	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
過年度からの 継続案件	11	0	0	1	0	0	9	1	0	0	0	1	0	0
合 計	14	0	2	2	0	0	9	1	0	0	0	1	0	0

11-2 審議会（審査部会）の審議の状況

状況 諮問年度	諮問 件数	諮問 取下げ	審査部会の処理								
			審 議 中	取 消	一部取消		棄 却	一 部 棄 却 一 部 却 下	却 下		
					一 部 棄 却	一 部 却 下					
令和3年度 新規諮問	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
前年度からの 繰越	11	0	1	10	0	3	1	5	1	0	0
合 計	12	0	2	10	0	3	1	5	1	0	0

11-3 審査部会諮問案件の令和3年度処理状況(答申済み、個人情報保護条例関係)

諮問番号 【答申番号】	実施機関 (処分庁)	内容および処理状況	審議会の判断	実施機関の処理
諮問(個)第3号 【(個)第1号】	公安委員会 (警察本部長)	「死体調査等結果報告書および回議書中の添付された刑事訴訟に関する書類」の保有個人情報一部開示決定に対する審査請求 令和2年5月21日 諮問 令和3年4月13日 答申	原処分妥当	棄却
諮問(個)第2号 【(個)第2号】	障害福祉課 (精神保健福祉センター)	「措置入院に関する診断書」の保有個人情報一部開示決定に対する審査請求 令和2年3月31日 諮問 令和4年3月31日 答申	一部取消一部棄却	処理中
諮問(個)第4号 【(個)第3号】	公安委員会 (警察本部長)	「110番通報の記録(事案受理簿)」の保有個人情報一部開示決定に対する審査請求 令和2年6月29日 諮問 令和4年3月31日 答申	原処分妥当	処理中
諮問(個)第5号 【(個)第4号】	公安委員会 (警察本部長)	「110番通報の記録(事案受理簿)」の保有個人情報一部開示決定に対する審査請求 令和2年8月20日 諮問 令和4年3月31日 答申	一部取消一部却下	処理中
諮問(個)第6号 【(個)第5号】	障害福祉課 (精神保健福祉センター)	「措置入院に関する診断書」の保有個人情報一部訂正決定に対する審査請求 令和2年9月25日 諮問 令和4年3月31日 答申	一部棄却一部却下	処理中
諮問(個)第7号 【(個)第6号】	障害福祉課 (精神保健福祉センター)	「精神障害者等の発見に関する通報書および精神障害者調査書」の保有個人情報一部開示決定に対する審査請求 令和2年11月6日 諮問 令和4年3月31日 答申	一部取消一部棄却	処理中
諮問(個)第8号 【(個)第7号】	公安委員会 (警察本部長)	「事案受理簿」の保有個人情報一部開示決定に対する審査請求 令和2年12月3日 諮問 令和4年3月31日 答申	一部取消一部棄却	処理中
諮問(個)第9号 【(個)第8号】	公安委員会 (警察本部長)	「精神障害者等の発見に関する通報書」の保有個人情報不訂正決定に対する審査請求 令和3年1月29日 諮問 令和4年3月31日 答申	原処分妥当	処理中
諮問(個)第10号 【(個)第9号】	障害福祉課 (精神保健福祉センター)	「精神障害者調査書」の保有個人情報一部訂正決定に対する審査請求 令和3年3月10日 諮問 令和4年3月31日 答申	原処分妥当	処理中
諮問(個)第11号 【(個)第10号】	障害福祉課 (精神保健福祉センター)	「精神障害者調査書」の保有個人情報不訂正決定に対する審査請求 令和3年3月18日 諮問 令和4年3月31日 答申	原処分妥当	処理中

※ 各答申の全文(非公開情報を除く。)は、滋賀県ホームページに掲載しています。
<http://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/zyouhou/koukai/10716.html>

表 12 審議会の開催状況

回	開催日	審 議 事 項
第 13 回 第一分科会	令和 3 年 5 月 20 日	諮問(個)第 2 号、第 4 号、第 5 号、第 6 号、第 7 号、 第 8 号、第 9 号、第 10 号および第 11 号の審議
第 14 回 第一分科会	令和 3 年 7 月 2 日	諮問(個)第 2 号、第 4 号、第 5 号、第 6 号、第 7 号、 第 8 号、第 9 号、第 10 号および第 11 号の審議
第 15 回 第一分科会	令和 3 年 7 月 29 日	諮問(個)第 2 号、第 4 号、第 5 号、第 6 号、第 7 号、 第 8 号、第 9 号、第 10 号および第 11 号の審議
第 16 回 第一分科会	令和 3 年 9 月 21 日	諮問(個)第 2 号、第 4 号、第 5 号、第 6 号、第 7 号、 第 8 号、第 9 号、第 10 号および第 11 号の審議
第 17 回 第一分科会	令和 3 年 11 月 24 日	諮問(個)第 2 号、第 4 号、第 5 号、第 6 号、第 7 号、 第 8 号、第 9 号、第 10 号および第 11 号の審議
第 18 回 第一分科会	令和 3 年 12 月 27 日	諮問(個)第 2 号および第 4 号から第 11 号、諮問(個) 第 12 号、諮問(個)第 13 号の審議
第 19 回 第一分科会	令和 4 年 1 月 27 日	諮問(個)第 2 号および第 4 号から第 11 号、諮問(個) 第 12 号、諮問(個)第 13 号の審議
第 20 回 第一分科会	令和 4 年 3 月 15 日	諮問(個)第 2 号および第 4 号から第 11 号、諮問(個) 第 13 号の審議
第 3 回 個人情報保護部会	令和 4 年 2 月 14 日	災害時の安否不明者等の氏名等公表について 個人情報法保護法改正に係る審議会への今後の諮問に ついて 特定個人情報保護評価第三者点検に係る状況報告につ いて 令和 2 年度滋賀県住民基本台帳ネットワークシステム の運用状況について

7 実施機関に関する苦情処理

県の機関(実施機関)は、保有する個人情報の取扱いに関する苦情があった場合は、適切かつ迅速に処理することとなっています。

令和 3 年度における苦情処理件数は、0 件でした。

8 事業者に関する苦情相談

知事は、事業者の行う個人情報の取扱いに関し苦情相談があったときは、適切かつ迅速な処理に努めることとなっています。

令和 3 年度における苦情相談件数は、0 件でした。